平成２２年（フ）第３９号
山口県周南市大字呼坂1006番地100
債務者　村木　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４５号
広島県福山市北吉津町３丁目15番２―206号県住
債務者　高木　泰枝
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後３時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４７０号
東京都大田区西蒲田４丁目８―８
債務者　空閑　弓子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５２０号
東京都台東区清川１丁目２―10　山口方202
債務者　渡邊　和見
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５２１号
東京都豊島区東池袋３丁目８―５―607、住民票上の住所東京都三鷹市新川６丁目31―15―105
債務者　遠嶋　貴法
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５２５号
東京都足立区大谷田１丁目１―２―614
債務者　河野ゆり子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５２８号
東京都港区海岸３丁目９―40―803
債務者　小林　康子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５３３号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目14―６
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９５号
東京都港区南青山２丁目９―６―101
債務者　小川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６０４号
東京都文京区千駄木２丁目36―５　レオパレス千駄木Ｂ―106
債務者　齋藤　健司
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７２９号
東京都多摩市桜ケ丘１丁目60―42
債務者　石栗　創一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３号
熊本県山鹿市長坂777番地１
債務者　福田　晋司
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
東京都小平市大沼町１丁目128番地の１都営大沼町１丁目アパート10―406号
債務者　清水　光治
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5399番地１、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1564番地12
債務者　久保　　治
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１７６号
東京都三鷹市野崎２丁目12番９号マンション・キーストン93―208
債務者　鎌澤　清江
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９２号
東京都あきる野市油平164番地１ヴィラ富士見台102号
債務者　森山　優二
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部